

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月24日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事                      ● 市区町村長等
2. 都道府県名	和歌山県
3. 市区町村名	湯浅町
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	116-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.yuasa.wakayama.jp/publics/index/9/&amp;anchor_link=page9#page9">http://www.town.yuasa.wakayama.jp/publics/index/9/&amp;anchor_link=page9#page9</a>

執行機関名 湯浅町長

知事等(教育委員会)が行う保育所保育料の減免・免除に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	湯浅町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例(平成26年条例第24号)による保育料の減免に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		湯浅町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第30号) 別表第1 第6の項 湯浅町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例(平成26年条例第24号)による保育料の減免に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号) 第1条	湯浅町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)に基づく子どものための教育・保育に関する利用者負担額(以下「利用者負担額」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		湯浅町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号	湯浅町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例施行規則第2条
②事務の内容	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第二十条第一項の子どものための教育・保育給付に係る支給認定に関する事務	保育料の減額及び免除に係る事実についての認定に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号 ロ	湯浅町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例施行規則第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	小学校就学前子どもの保護者若しくは扶養義務者若しくはその世帯員に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	湯浅町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例施行規則第2条に掲げる利用者に係る道府県民税又は市町村民税関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 2 項 1 号 ハ	湯浅町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例施行規則第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	湯浅町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例施行規則第2条に掲げる利用者に係る住民票関係情報